

事務連絡
令和5年6月1日

各高齢者施設（熊本市内に所在する施設を除く）
管理者・施設長 様

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課長

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について
標記について、別添により令和5年4月28日付けで厚生労働省老健局長通知が発出されました
ので送付します。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、令和5年5月7日をもって新型イン
フルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症
に位置付けられることとなったところですが、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報
告について（平成17年2月22日付け厚生労働省老健局長通知）」における「感染症」に新型コ
ロナウイルス感染症が含まれますので、適切に対応くださいますようお願いいたします。

●同通知の4について

- 1 施設長は、次のいずれかの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症が
疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を
求めるなどの措置を講ずる必要があります。
 - ① 同一の感染症による又はそれによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以
上発生した場合
 - ② 同一の感染症又はそれが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、
特に施設長が報告を必要と認めた場合
- 2 1により市町村等の社会福祉施設等主管部局に報告を行う際、次の施設におかれましては、
熊本県高齢者支援課施設介護班又は居宅介護班にも電話等にて報告くださいますようお願い
します。

報告先	施設等種別
施設介護班 (入所系)	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型 医療施設
居宅介護班 (居宅系)	老人デイサービス事業を行う事業所、老人デイサービスセンター

高齢者支援課

FAX 096-384-5052

(入所系) 施設介護班 (電話 096-333-2217)

(居宅系) 居宅介護班 (電話 096-333-2219)